

令和8年6月23日

平塚市監査委員	能 勢 祐 二
同	城 田 孝 子
同	出 村 光
同	上 野 仁 志

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和7年度の財務監査

市長室 災害対策課

福祉部 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

#### 2 監査の実施期間

令和8年4月9日から5月28日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
  - 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

## 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

### 市長室

#### (1) 災害対策課

- ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理状況については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
防災備蓄用倉庫（田村六丁目）	良好に管理されていた。
防災備蓄用倉庫（岡崎）	良好に管理されていた。
防災備蓄用倉庫（桜ヶ丘公園）	良好に管理されていた。

### 福祉部

#### (1) 高齢福祉課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

##### ○ 指摘事項

収入事務において、一般会計の「老人措置費自己負担金」に係る平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例に定める督促状が、複数件発送されていなかった。

契約事務において、一般会計の高齢者生活支援事業に係る「平塚市ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業業務委託」の契約書に定めのある業務責任者について、受注者からの通知が複数件なされていなかった。

契約事務において、特別会計の包括的支援事業及び高齢者支援事業に係る委託契約の個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れが複数件あった。

契約事務において、特別会計の総合相談事業に係る消耗品の購入について、契約検査課への依頼対象となる発注総額が10万円を超える消耗品購入が、近接した日付で分割して発注されていた。

関係法令等及び契約書に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理状況については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市高齢者技能センター	良好に管理されていた。

#### (2) 地域包括ケア推進課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

##### ○ 指摘事項

収入事務において、特別会計の「地域包括支援センター支援システム利用料」に係

る納期限が、誤って設定されていた。

契約事務において、特別会計の介護予防・生活支援サービス事業及び包括的支援事業に係る委託契約の個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れが散見された。

平塚市財務規則及び個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (3) 介護保険課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

#### ○ 指摘事項

収入事務において、特別会計の「介護給付費の返納金」に係る納期限が、誤って設定されていた。

平塚市財務規則に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上